

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和5年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、マイナポータル・ぴったリサービス（サービス検索・電子申請機能）

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル、介護保険料賦課・徴収ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,7,10,12の3,15,19,22の2,25,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,46,47,49,55,55の2,59 の3条 【情報照会】46,47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係 電話 0833-45-1831 メール koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係 電話 0833-45-1831 メール koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	5年経過に伴う評価再実施。 変更理由: 誤記修正、オンライン申請受付開始に伴う修正
令和5年12月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事後	5年経過に伴う評価再実施。 変更理由: オンライン申請受付開始に伴う修正
令和5年12月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携特定個 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,7,10,12の3,15,19,22の 2,25,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の 4,46,47,49,55,55の2,59の3条 【情報照会】46,47条	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部長寿社会課 長寿社会課長	健康福祉部高齢福祉課 高齢福祉課長	事後	5年経過に伴う評価再実施。 変更理由:組織改正に伴う修正
令和5年12月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 長寿社会課 介護保険係 電話 0833-45-1831 メール chouju@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係 電話 0833-45-1831 メール koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp	事後	5年経過に伴う評価再実施。 変更理由:組織改正に伴う修正
令和5年12月8日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 長寿社会課 介護保険係 電話 0833-45-1831 メール chouju@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号 下松市役所 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係 電話 0833-45-1831 メール koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp	事後	5年経過に伴う評価再実施。 変更理由:組織改正に伴う修正
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	5年経過に伴う評価再実施
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	5年経過に伴う評価再実施